

61公ガ保第16号

昭和61年10月1日

社団法人日本ガス協会会長 殿

資源エネルギー庁

公益事業部ガス保安課長


ガス事業法施行規則第85条（消費機器の技術上の基準）

第2号の運用について

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年通商産業省令第67号）が昭和60年11月15日付けをもって公布され、同規則第85条第2号の改正規定に付いては、同省令附則第1項第3号の規定により、昭和62年10月1日より施行されることとなっています。

同改正規定は、排気筒の経年変化による事故要因を排除する目的で定められ、ガス消費機器設置工事監督者が特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第3条第3号に基づき遵守しなければなりません。

このため、具体的にその性能・構造等を確認する方法として、別添のように財團法人日本ガス機器検査協会においてガス燃焼器用排気筒検査規程が定められました。

つきましては、同検査規程に基づいて検査合格証が貼付された排気筒（部品を含む。）又はこれと同等以上の性能・構造等を有するものをガス事業法施行規則第85条第2号のイ（6）、（9）、（10）及び（11）の規定に適合するものとして運用することとしましたので通知します。